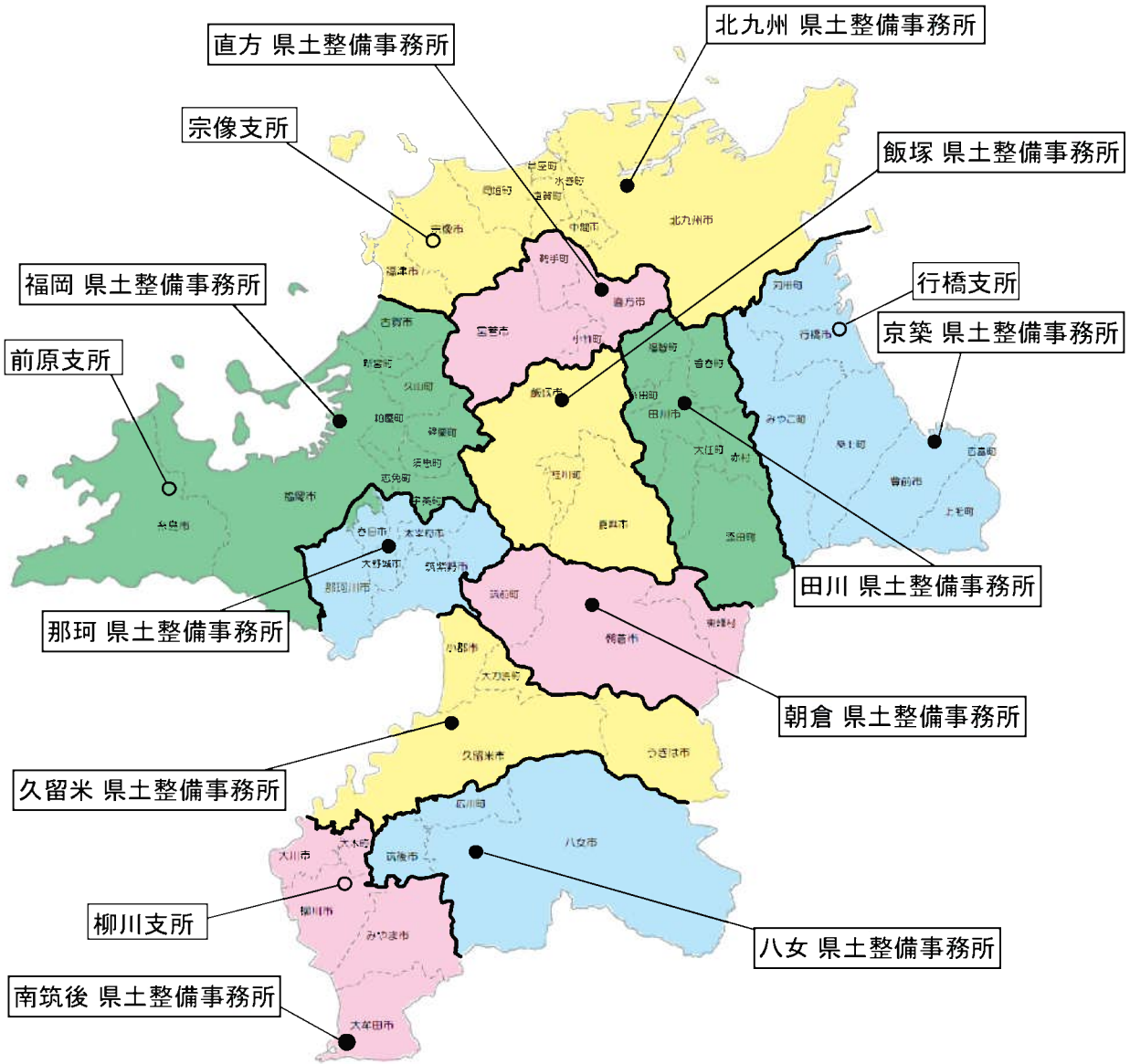


I 県土整備部の組織

I 県土整備部の組織

1 県土整備事務所管内図

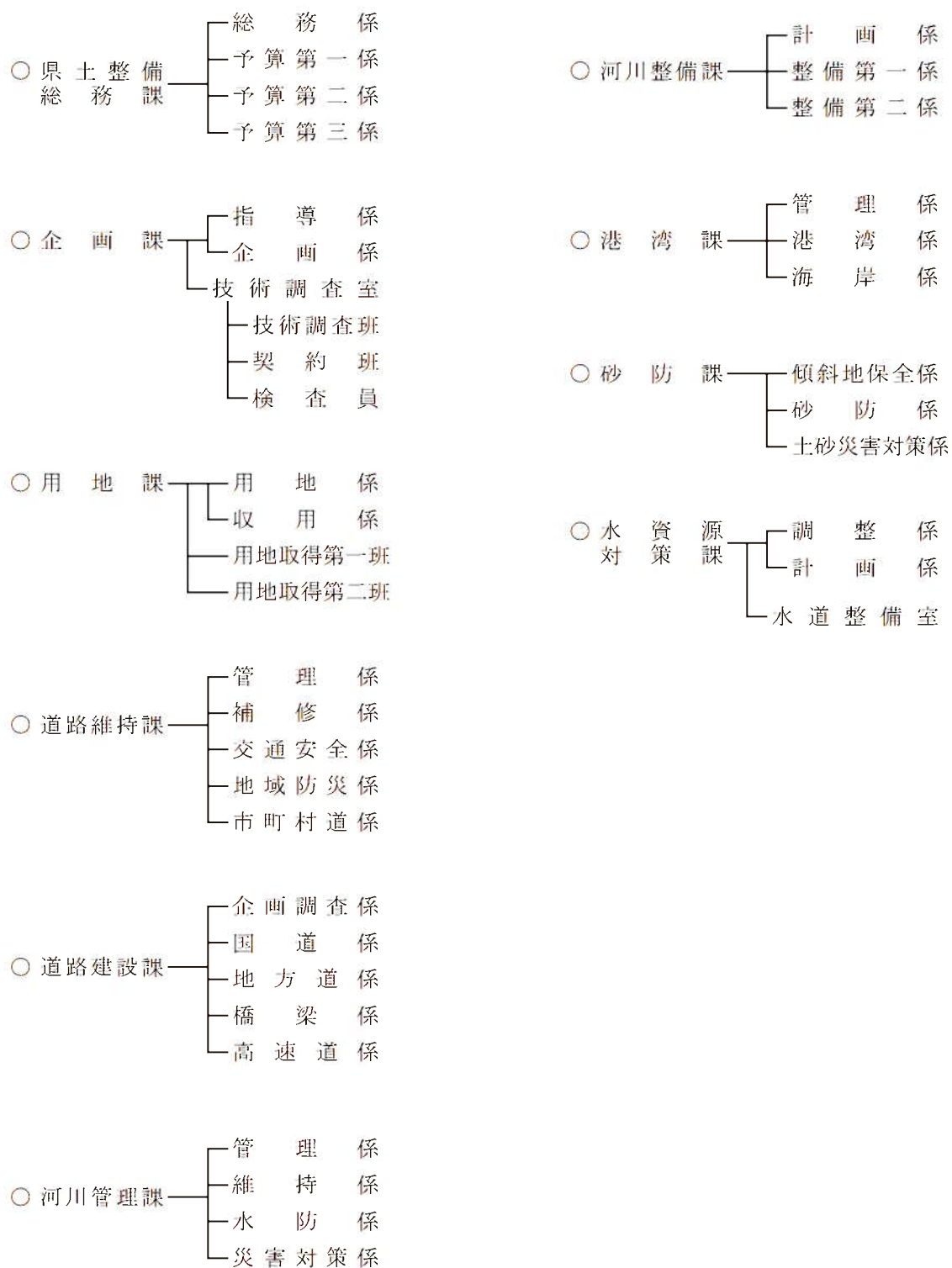
総面積	4,986.51平方キロ	国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」 総務省自治行政局「全国市町村要覧」
総人口	5,102千人	令和2年4月1日時点 「福岡県の人口と世帯（推計）」
市町村数 29市29町2村（令和2年4月1日時点）		



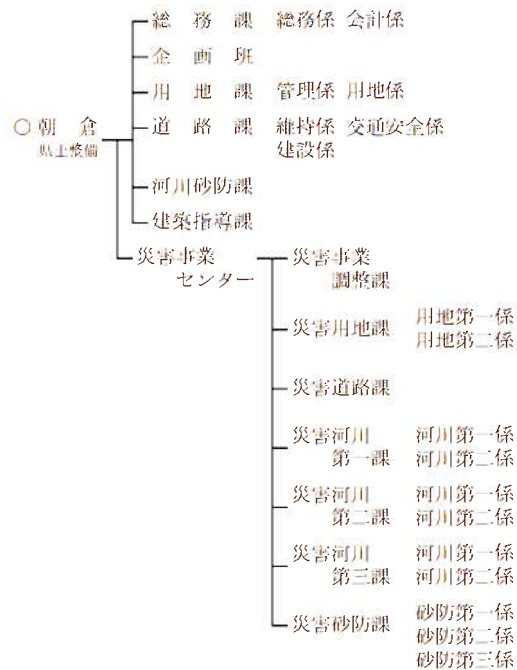
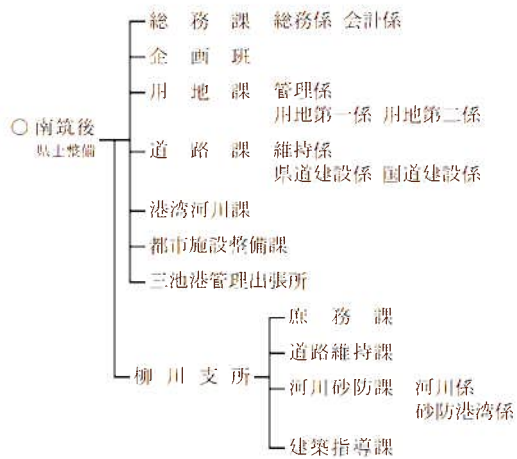
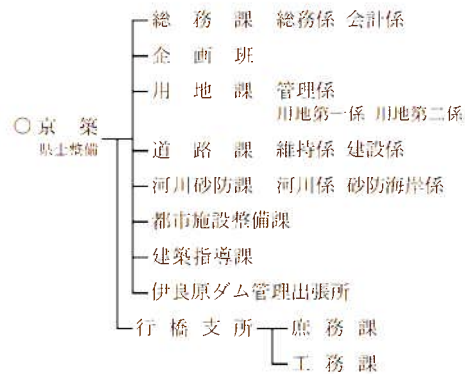
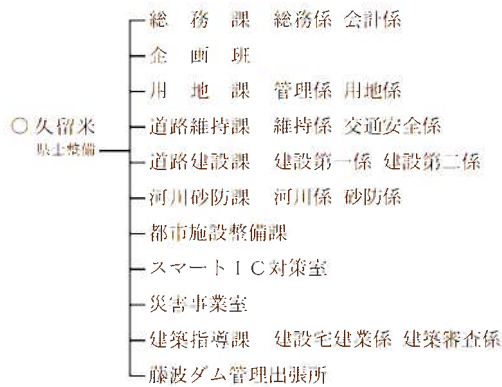
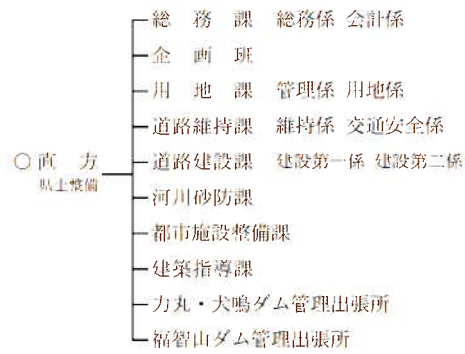
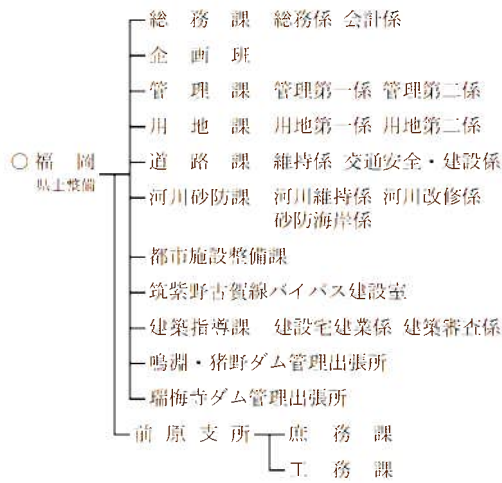
凡例	
●	県土整備事務所 所在地
○	県土整備事務所支所 所在地
—	県土整備事務所所管区域
- - - -	市町村界

2 令和2年度 県土整備部組織図

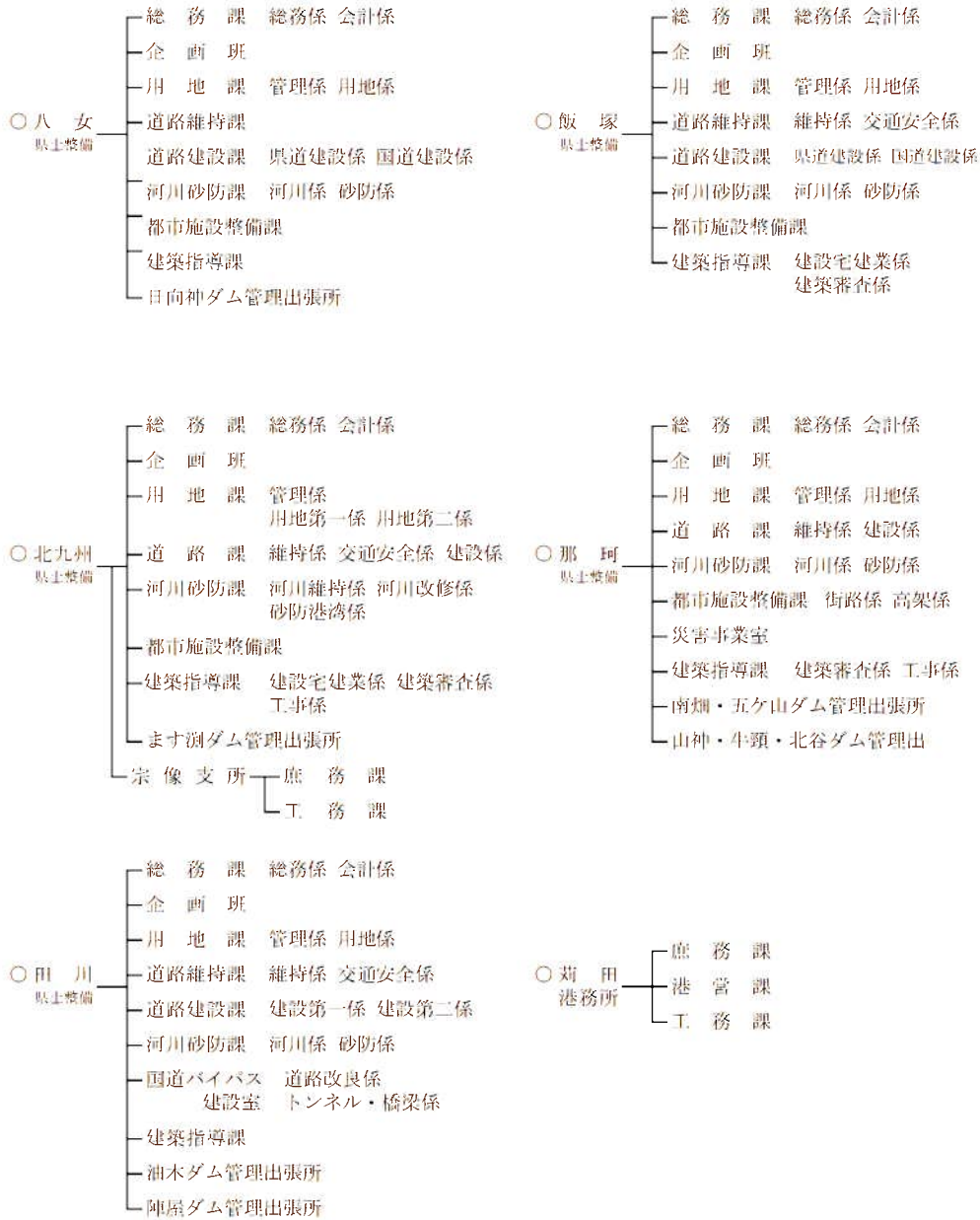
《本 庁》



《出 先 1》



《出 先 2》



3 県土整備部職員数（令和2年4月1日時点）

所属	事務	技術					労務	計
		土木	電気	機械	その他	計		
本 庁	県土整備総務課	31	4				4	35
	企画課	10	32				32	42
	用地課	19					0	19
	道路維持課	8	17				17	1 26
	道路建設課	5	20				20	25
	河川管理課	10	17	1			18	28
	河川整備課	2	13				13	15
	港湾課	6	9				9	15
	砂防課	3	14				14	17
	水資源対策課	17	2			3	5	22
	計	111	128	1	0	3	132	1 244
出 先	11 県土整備事務所	330	567	13	16		596	124 1,050
	荻田港務所	10	8				8	18
	計	340	575	13	16	0	604	124 1,068
合計		451	703	14	16	3	736	125 1,312

4 県土整備部危機管理基本方針

県土整備部では、近年の豪雨や地震による大規模災害に対応した経験を踏まえ、きめ細やかな災害対応を行うため、下記のとおり県土整備部災害対策基準を定め、福岡県地域防災計画と福岡県水防計画を補完する部独自の配備を行っている。

○県土整備部災害対策基準

県土整備部の災害対応については、福岡県地域防災計画及び福岡県水防計画を基本として、以下の基準により運用することとする。

項目	定義 (部の基準)	水防計画 (津波・風水害)	地域防災計画
準備体制	災害発生に備える必要がある場合	水防準備本部	(災害警戒準備室)
警戒体制	災害が発生又は発生の恐れがある場合	水防本部 (※1)	(災害警戒本部)
非常体制	重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合	災害対策本部 (※2)	
監視体制	水防・災対本部廃止後も安全を確保・確認する必要がある場合	(※3)	

※1 「災害警戒本部設置」＝「水防本部設置」ではない。

※2 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。

※3 水防本部・災害対策本部廃止後も安全を確保・確認する必要がある場合は、部独自の配備を行う。

	部独自の配備 (水防除く)	水防 (準備) 本部	災害警戒 (地方) 本部	災害対策 (地方) 本部	
本部長	—	知事	防災危機管理局長	知事	
設置基準	地震	震度4～5弱の地震	—	震度5弱の地震	震度5強以上の地震
	津波	水防・災対本部廃止後も安全を確保・確認する必要がある場合	—	津波注意報・警報	大津波警報
	風水害その他	【水質汚濁】 <警戒体制①> ・油等の有害・危険物質の流入又はそのおそれ等により災害発生のおそれがある場合 <警戒体制②> ・上水道の取水停止等により被害発生の場合 【雪害】 <警戒体制①> ・大雪のおそれ <警戒体制②> ・大雪警報、暴風雪警報	【水防準備本部】 ・大雨、洪水、高潮、津波注意報・警報 ・九州地方整備局からの水防警報 ・洪水予報 (指定河川の氾濫注意・警戒情報) 【水防本部】 ・県による水防警報	・大雨又は洪水警報 ・暴風、高潮等の警報が発表され、人的被害・家屋被害等が発生し、又はその発生が予想されるとき ・その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき	・大雨又は洪水警報が発表され、気象庁及び県の観測雨量 (山間部を除く) で直近の24時間雨量が250mm超かつ直近の1時間雨量が70mm超のとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等により相当程度の人的・家屋被害等が発生し、又はその発生が予想される場合で災害対策上必要と認めるとき ・その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき
対象職員	地震	○緊急配備班 (本庁) 各1～2名 県土整備総務課、道路維持課、河川管理課、港湾課、砂防課、水道整備室 ※下線は安全確保ができていない場合、本部解散後も対応 (出先) 関係県土整備事務所 水防1班体制 (うち課長以上1名)	—	・災害警戒本部要員 (道路維持課、河川管理課、砂防課 各1名) ・関係地方本部要員 (当部要員無) ・緊急初動班 (本庁の指定された職員のみ)	・災害対策本部要員 (福岡県災害対策本部規程別表第5) ・関係地方本部要員 (当部要員無) ・関係出先機関各班要員 (福岡県災害対策本部規程別表第5) ・緊急初動班 (本庁の指定された職員のみ)
	津波	—	—	※震度5強で第3、6弱で第4配備	
	風水害その他	【水質汚濁】 <警戒体制①> ○緊急配備班 (本庁) ・河川: 河川管理課1～2名 ・港湾海岸: 港湾課1～2名 ・水道水源: 水道整備室※1 (出先) 関係県土整備事務所 水防1班体制 (うち課長以上1名) <警戒体制②> (本庁) ・河川: 河川管理課4名 ・港湾海岸: 港湾課4名 ・水道水源: 水道整備室※1 (出先) 関係県土整備事務所 水防2班体制 ※1 福岡県飲料水健康危機管理実施要領に基づき配備 【雪害】 <警戒体制①> ○緊急配備班 (本庁) 道路維持課2名 (出先) 関係県土整備事務所 1班体制※2 <警戒体制②> (本庁) 道路維持課4名 (出先) 関係県土整備事務所 2班体制※2 ※2 班員数は事務所の実情により運用	【水防準備本部】 水防計画に定める配置要員 (本庁) 河川管理課4名、道路維持課2名、港湾課2名、砂防課2名 (出先) ・各県土整備事務所・支所5名 ・ダム管理出張所全職員の1/2 ・苅田港務所台風高潮時3名 【水防本部】 水防計画に定める配置要員	・災害警戒本部要員 (道路維持課、河川管理課、砂防課 各1名) ・関係地方本部要員 (当部要員無)	・災害対策本部要員 (福岡県災害対策本部規程別表第5) ・関係地方本部要員 (当部要員無) ・関係出先機関各班要員 (福岡県災害対策本部規程別表第5) ・緊急初動班 (本庁の指定された職員のみ)

所属	第2配備
県土整備総務課	2
企画課	0
用地課	0
道路維持課	8
道路建設課	1
河川管理課	13
河川整備課	
港湾課	2
砂防課	4
各県土整備事務所・支所	10※
各ダム管理出張所	全職員
苅田港務所	0(台風時5)

※本部が設置されなくても上記に該当すれば水防となる。